

出産育児一時金及び高額医療費貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は出産費及び高額医療費（以下「医療費等」という。）の支払いに困窮する者に対し、資金を貸付けることにより経済的自立を助長し、その世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において医療費等とは、国民健康保険法及び社会保険各法（以下「保険法」という。）に定める高額療養費並びに国民健康保険法に定める出産育児一時金をいう。

(貸付対象者)

第3条 医療費等の貸付（以下「貸付金」という。）を受けることができる者は、保険法に定める被保険者の属する世帯主で、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 現に医療費等の支払資金に特に困窮していると認められる者
- (2) 妊娠4ヶ月以上であること又は出産予定日まで1ヶ月以内であること
- (3) 社会保険料等を滞納していないこと

2 交通事故等の第三者等による行為に係る医療費であると認められるときは貸付けの対象としない。

(貸付金額)

第4条 貸付金の額は、医療費等では高額療養費の9割相当額、出産育児一時金は8割を限度とする。

(貸付利息)

第5条 貸付金には利息を付さない。

(貸付申請)

第6条 貸付金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は貸付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて和木町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

高額医療費

- (1) 高額療養費の算定を行うに必要な医療機関の発行する請求書
- (2) 高額療養費借用証書（様式第2号）
- (3) 国民健康保険以外の医療保険については、管掌する機関等に提出する高額療養費支給申請書
- (4) 委任状（様式第3号）

出産育児一時金

- (1) 医師の診断書

(2) 医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書

(3) 委任状

(貸付決定)

第7条 会長は前条の規定により申請があったときは速やかに内容を審査し、貸付の適否及びその額を決定し、貸付承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 必要に応じ、地区民生児童委員に意見を聴取する。

(償還方法)

第8条 貸付金の償還は、当該貸付金に係る高額療養費等の支給を受けた時とする。

2 貸付金の償還は、会長が貸付金を受けた者（以下「借受人」という。）から貸付金の償還及び受領に関する権限の委任を受けて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず償還金額が貸付金の額に満たない場合には、借受人はその不足する金額を会長が指定する日までに返還しなければならない。

(返還)

第9条 会長は、借受人が不正な手段などにより貸付を受けたときは、速やかに借受人に対し貸付金を返還させるものとする。

(死亡・氏名変更)

第10条 借受人の死亡又は氏名、住所に変更を生じたときは、その家族又は借受人は速やかに会長に報告しなければならない。

(延滞金)

第11条 会長は借受人が償還すべき金額を支払わないことが生じた時は、償還期日の翌月から支払い日までの日数に応じ延滞金を徴収することができる。

(施行細則)

第12条 医療費等の貸付事業の実施について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成13年4月1日施行の出産育児一時金及び高額医療費貸付要綱は、廃止する。